

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…三
- 令和三年管理年度におけるくろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の公表……………(産業労働局農林水産部水産課)…四
- 保安林の指定解除予定……………(産業労働局農林水産部森林課)…四
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………(主税局課税部課税指導課)…五
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…五

告示

●東京都告示第九百五十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

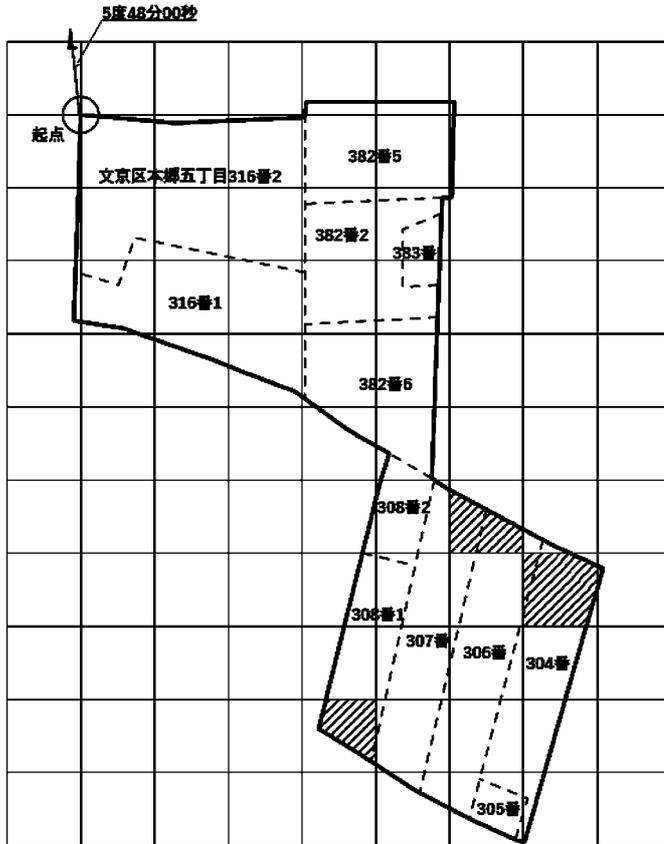
令和三年七月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(文京区本郷五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】

起点は、文京区本郷五丁目 316 番 2 の最北端とする。

【格子の回転角度(5度48分00秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- - - 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第九百五十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第五十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年七月十九日

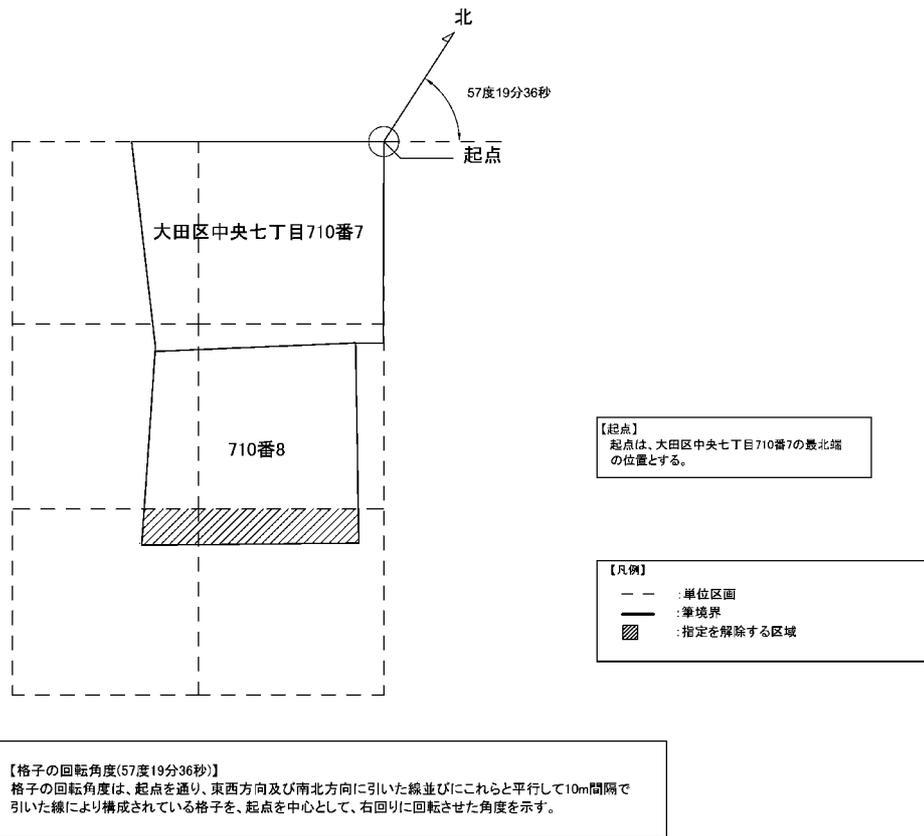
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区中央七丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



●東京都告示第九百五十六号

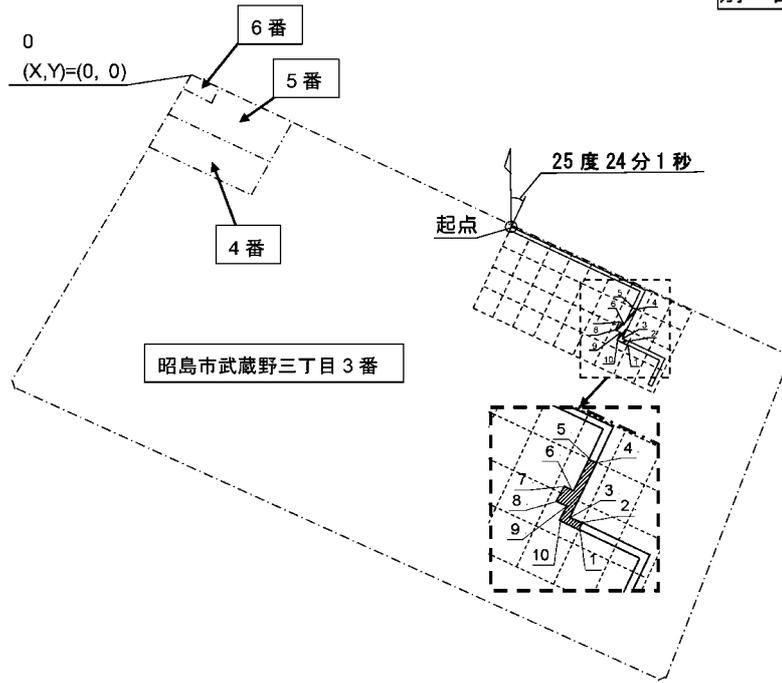
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年七月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（昭島市武蔵野三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【格子の回転角度(25度24分1秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起 点】
 起点は、座標値 (X= 143.822, Y= -69.327) とする。

※座標値は、昭島市武蔵野三丁目 6 番の最北端を (X,Y)=(0, 0) とし、東西方向を X、南北方向を Y とした任意座標である。

【凡 例】

- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 調査範囲
- 敷地境界
- 筆境界

点名	X座標	Y座標
0	0	0
起点	143.822	-69.327
1	195.754	-123.134
2	196.526	-121.508
3	193.812	-120.218
4	200.039	-107.115
5	198.414	-106.343
6	194.804	-113.942
7	192.329	-112.760
8	190.580	-116.344
9	193.087	-117.551
10	191.414	-121.071

●東京都告示第九百五十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第五項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和三年管理年度（令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同項において準用する同条第四項の規定により公表する。

令和三年七月十九日

東京都知事 小 池 百合子

特定水産資源
 知事管理区分
 知事管理漁獲可能量

くろまぐろ 東京都くろまぐろ 一三・四トン
 （小型魚） 漁船等漁業

同右 東京都くろまぐろ 〇・五トン
 （小型魚） 定置漁業

くろまぐろ 東京都くろまぐろ 三七・九トン
 （大型魚） 漁船等漁業

同右 東京都くろまぐろ 〇・五トン
 （大型魚） 定置漁業

●東京都告示第九百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年七月十九日

東京都知事 小 池 百合子

公 告

- 一 解除を予定する保安林の所在場所
西多摩郡奥多摩町氷川字長畑六八一番八
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四條の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三條の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和三年七月十九日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日
 名称 氏名 事業所の所在地

ホクコー 竹田 正雄 中央区日本橋本町 令和三年五月
 パックス 一丁目五番四号 三十一日
 株式会社

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年七月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

調布市深大寺北町六丁目四十八番四、同番二十五及び四十九番二の各一部、同番二十二並びに同番二十三の一部
 代表取締役 生駒 英則

小金井市本町五丁目千七百十五番二及び同番三の各一部
 代表取締役 石原 祐二

アリスホーム株式会社
 代表取締役 加賀美 誠

西東京市芝久保町三丁目二百六番十二及び二千七百七番七
 代表取締役 大林 竜一

小平市津田町三丁目千五百四十五番一、同番一地先、同番七、同番八及び同番四十一
 代表取締役 長坂 剛

清瀬市旭が丘一丁目二百五十二番一及び同番二
 代表取締役 博英

三鷹市大沢四丁目七十一番一及び七十六番四の各一部（第二工区）
 代表取締役 大橋 博範

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年七月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和三年七月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 オークー西葛西店
- 二 店舗所在地 江戸川区西葛西六丁目一番十号
- 三 設置者名 エムエル・エステート株式会社
- 四 設置者住所 港区虎ノ門一丁目二番六号
- 五 変更前の設置者の代表者名 石山 博英
- 六 変更後の設置者の代表者名 松井 雅人
- 七 変更日 令和三年六月一日
- 八 届出日 令和三年七月一日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十 縦覧期間 令和三年七月十九日から同年十一月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名	新宿三丁目イーストビル
二 店舗所在地	新宿区新宿三丁目一番二十六号
三 設置者名	東京商工会議所ほか四名
四 設置者住所	千代田区丸の内三丁目二番二号ほか
五 変更を行った設置者名	株式会社三越伊勢丹
六 変更前の設置者の代表者名	杉江 俊彦
七 変更後の設置者の代表者名	細谷 敏幸
八 変更日	令和三年四月一日
九 届出日	令和三年七月五日
十 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十一 縦覧期間	令和三年七月十九日から同年十一月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十二 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

